

別表Ⅳ

サービス一覧表

当ホームのサービスは、以下の内容に沿って提供します。

- 別表Ⅳ－１① 介護サービス等の一覧表(添付の重要事項説明書「介護サービス等の一覧表」を参照してください)
- 別表Ⅳ－１② 施設職員の配置状況(添付の重要事項説明書「3. 従業者に関する事項」を参照してください)
- 別表Ⅳ－１③ 介護等を行う場所等の変更
- 別表Ⅳ－２① 健康管理サービス
- 別表Ⅳ－２② 健康管理サービス(治療への協力)
- 別表Ⅳ－２③ 医療協力に関する協定書
- 別表Ⅳ－３ 食事サービス
- 別表Ⅳ－４ 生活相談・助言サービス
- 別表Ⅳ－５ 生活サービス

要支援又は要介護時(認知症を含む)に介護を行う場所	軽度の介護等については、入居されている一般居室において介護します。
入居後に居室を住み替える場合 (同上)	常に見守り等が必要となった場合には、 ①事業者の指定する医師の意見を聴く ②緊急やむを得ない場合を除いて一定の観察期間を設ける ③住替え後の居室及び介護等の内容、住み替え後の権利の内容、占有面積の変更に伴う費用負担の増減等について入居者及び身元引受人等に説明を行う ④身元引受人等の意見を聴く ⑤入居者の同意を得る 以上の手続きを経て、住み替え前の居室の利用権を本人の同意を得て変動させ、新たな居室の利用権を設定します。この場合、居室の占有面積の減少による入居一時金の減額は行いませんが、新たな追加費用はありません。

別表Ⅳ－2①

健康管理サービス

項 目	内 容	料 金	予 約
健 康 診 断	入居時に健康診断を受診する機会を設けます。また、定期健康診断を定期的に協力病院にて受診の機会を設けます。	有料 実費	必要 希望者のみ
健 康 相 談	① 訪問看護サービス利用者以外の入居者の主治医との連絡及び急変時の対応、日常の健康相談。 ② 内科・皮膚科の医師の訪問による健康相談	① 管理費に含む ② 実費	① 不要 ② 別途医療機関との契約が必要
生 活 指 導	あらかじめ定める日程によるホームのスタッフによる一般的な指導。	管理費に含む	必要
慢性疾患管理	入居者の慢性疾患についてはその状況に応じて個別に対応します。	有料 実費	主治医による診療

- 主治医やかかりつけの病院で継続して健康診断や診察を受けることは差し支えありません。
また、事前に同意をいただいたうえで、緊急時の対応に資するため、主治医等に確認のための問い合わせ等を行う場合があります。
- 日常の医療支援として、病気やけがにより診療が必要となった場合の支援は、身元引受人または家族が行うこととしますが、緊急を要する場合や身元引受人等の正当な理由により対応できない場合は、ホームの職員で対応します。ただし、健康保険にもとづく医療費の一部負担の他に保険適用外の費用等についてはご負担いただきます。
- 身体状態の急変により迅速な対応が必要な場合は、主治医等に報告し、その指示のもとで医療機関等での救急治療、あるいは緊急入院が受けられるよう対応します。

別表Ⅳ－２②

健康管理サービス(治療への協力)

項 目	内 容	料 金	予 約
日 常 医 療 支 援	病気または怪我により診断、治療が必要となった場合、職員が下記のサービスを提供します。但し、健康保険に基づく医療費の一部負担の他に保険適用外の医療等については自己負担が生じる場合がありますのでご注意ください。 ①通院 通院可能な場合は、入居者のかかり付けの医師・病院、施設の協力医療機関・歯科医療機関または専門医への通院介助 ②移送その他サービス 通院、入院、退院に際し、職員による事務手続きの代行、医療機関・歯科医療機関への付添い、入院中のお見舞い、郵便物・洗濯物のお届け、ホーム内で療養中の際の服薬支援等。 ③ 入院中の居室換気 居室の換気等の支援	① ② 30分毎／1,000円(別途消費税) ③管理費に含む	必要 随時事務室へご連絡にて日時を調整の上ご利用できます。
緊 急 時 対 応	急に身体の具合が悪くなった場合は、職員がそのお知らせにより的確かつ迅速に対応し、応急処置等を行います。 また、状況により医師と連絡をとり協力医療機関・歯科医療機関等での救急治療、あるいは、救急入院が受けられるよう計ります。	管理費に含む	不要

● 医療費について

傷病により、治療および入院が必要な場合は、医療保険診療が適用されます。その場合の一部自己負担及び医療保険適用外のものについては入居者の負担となります。

● 協力外病院・歯科医療機関等への表記支援については、原則として、表記料金を頂きます。他「介護サービス別表Ⅳ－１①「介護サービス」及び「介護サービス等の一覧表」をご覧ください。

別表Ⅳ－2③

医療協力に関する協定書

医療法人社団 大和会相模原東クリニック(以下「甲」という。)と株式会社ウェルフューチャー(以下「乙」という)が運営するプラチナライフ橋本二本松に関して、以下のとおり協力医療機関契約を締結する。

第1条

甲は、乙の事業所の利用者が高齢で、慢性疾患を有している例が多いこと、老化等により罹患・悪化しやすい状態であることに鑑み、乙及び乙の事業所の利用者に対して、診療及び治療の必要性が生じたとき、または健康状態について相談を要する必要性が生じたときには、その解決のための医療行為または適切な指示・指導・助言を行うように努めるものとする。

第2条

甲は、前条により乙から連携を求められたときは、やむを得ない事情がある場合の除き乙に協力するものとする。

第3条

乙の事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

事業所名：プラチナライフ橋本二本松

所在地：神奈川県相模原市緑区二本松 3-32-5

第4条

1 本契約の契約期間は、次のとおりとする。

自 2024年10月1日

至 2025年9月30日

ただし、契約期間満了の30日前までに甲、乙いずれかも格別の申し出がない場合、本契約は自動的に1年間延長するものとし、以後も同様とする。

2 前項にかかわらず、甲又は乙は、3ヶ月前に相手方に通知することにより本契約を途中解約することができる。

第5条

本契約に定めない事項については、医療保険法及び介護保険法その他の諸法令の定めるところを尊重し、甲乙誠意をもって協議し解決する。

以上

別表Ⅳ－3

食事サービス

項 目	内 容	料 金	予 約
食 事 時 間	朝 食 7:00～9:00 昼 食 11:30～13:00 夕 食 17:30～19:00	1食 509円 1食 611円 1食 592円 (各別途消費税)	自己選択制
治 療 食	慢性病等のためまたは一時的に治療食の必要な方には医師の指示を受けて治療食を提供します。	有料 要相談	必要
特 別 食 (刻み・トロミ等の対応可)	親しい仲間や家族、友人との会食、お祝いごとには、要望、予算に応じ特別食を提供します。 なお、来訪者には入居者と同じメニューで食事の提供をいたします。	有料 要相談	必要
居 室 での 食 事	病気等の理由により食堂で食事ができない場合は、食事を居室までお届けします。下膳サービスもいたします。	1配下膳毎／ 150円 (別途消費税)	必要 サービスご利用1時間前までに事務室まで連絡によりご利用できます。

- 食事を召し上がるかどうかは3日前までに事務室までに申し出て下さい。申し出がない場合は召し上がるものとして準備いたします。
- 1食単位で追加または欠食できます。※1食単位で料金をご精算
- 病院・歯科医療機関等で担当医師から食事に関する指示書(食事箋)が出されている場合には、ホームの担当者にご指示ください。
- 特別食には、ホームが定期的に提供する行事食等も含まれています。
- 入居前のアセスメントにて、禁食及びアレルギーの確認をした上で、献立を見直し調整します。

別表Ⅳ－４

生活相談・助言サービス

項 目	内 容	料 金	予 約
生活相談・助言	・日常生活における入居者の心配や悩みなどについては職員がいつでも相談に応じます。 例えば (食事、健康面、趣味、人間関係等の相談項目と担当相談員等の表示) ・財産管理や運用等に関する相談に関しては、施設が弁護士、税理士等の専門家を紹介します。	管理費に含む	不要

- 身元引受人の変更や成年後見制度に関する問題等についてもご相談に応じます。

別表Ⅳ－5

生活サービス

項 目	内 容	料 金	予 約
事務室管理人及び職員	職員による次のサービスを提供します。 ① 各種取次サービス ・来訪者の受付・取次ぎ、不在時の伝言 ・郵便物の受付、保管、手渡し鍵の管理 ・タクシー、ハイヤー等の配車依頼 ・身元引受人及びご家族への連絡 ・その他勤務体制・時間の変更等の通知 ② FAX送受信	① 管理費に含む ② 1回毎／50円 (別途消費税)	随時 事務室へご連絡にて日時調整の上ご利用できます。
外部業者の取扱	入居者の日常生活に必要な業者クリーニング店、食料品店、生花店等の紹介	管理費に含む	購入に際し自己負担 随時事務室へご連絡にてご利用できます。
理・美容サービス	毎月1回を目安にホームに理美容師が訪問いたします。 ※有料予約制ですので、事務室へ申し込んで利用できます。	実費	必要
代 行	職員が次のサービスを代行します。 ・買物 ・税金等租税公課の納付 ・各種付き添い	30分毎／1,500円 (別途消費税)	随時 事務室へご連絡にて日時調整の上ご利用できます。
書類作成等の補助	書類作成 ① 公的書類等の記入作成のお手伝い ② 入居者の印鑑登録、住民票等の役所手続き (司法書士業務に抵触しないことに注意の事)	① 管理費に含む ② 30分毎／1,500円 (別途消費税)	随時 事務室へご連絡にて日時調整の上ご利用できます。

金 銭 管 理	原則、金銭管理は行いません。 但し、やむをえず金銭管理を行う場合、当該金銭管理について入居者又は入居者の指定する第三者から開示要望により、出納帳ならびに領収書添付の上報告します。	管理費に含む	相談
居 室 清 掃	通常清掃	1回／600円 (別途消費税)	必要 事務室へ毎月末迄に翌月分のご予約にてご利用できます。
不在中の居室管理	入居者が居室を空けられ、希望される場合 ・植木の水やり ・簡単な居室内清掃 ・防災、防犯確認 入居者不在時の入室についての承諾をあらかじめ頂きます。	1回／600円 (別途消費税)	必要 随時事務室へご連絡にてご利用できます。
ご み 収 集	ごみは、燃えるごみ、燃えないごみ別にポリ袋に入れ、ホーム設置の専用容器にお入れください。毎日定時に収集いたします。	管理費に含む ※粗大ごみは別途実費	不要
短期治療中等における生活サービス	入居者が疾病あるいは加齢により、一時的に特定の家事あるいは家事全般に援助が必要となった場合、職員がお手伝いします。	1日毎／4,000円 (別途消費税)	必要 随時事務室へご連絡にてご利用できます。
機能訓練サービス	職員による一般的な機能訓練を行います。 ※ADL・体調等の状況に応じて30分～1時間程度行います。	1回毎／1,000円 (別途消費税)	必要 随時事務室へご連絡にてご利用できます。
衣類・リネンサービス	入居者が体調不良等により洗濯ができない際には、職員がお手伝いします。 ※一般家庭用洗濯機で選択可能な衣類に限ります。 ※洗剤・乾燥・たたみ作業込(アイロン掛け・特殊加工等は除く) ※洗濯物の縮みや色落ち等の責任は負いかねます	1回毎／800円 (別途消費税)	随時 事務室へご連絡にてご利用できます。

内部情報サービス	施設内で行われるサービスのスケジュール・内容及び日常生活における諸連絡については、原則として、エレベーターホール脇の主掲示板によりお知らせします。	管理費に含む	-
----------	---	--------	---

- 金銭管理については、相模原市有料老人ホーム設置運営指導指針においても本人が行うことを原則としています。しかし、入居者の状況及び家族の状況により必要な場合もありますので、実際には必要に応じてご相談させていただきます。具体的な管理方法やご本人及び身元引受人への報告方法などを協議の上、決めさせていただきます。

別表Ⅴ

月払い費用及び使用料一覧表

内 容	料 金
家 賃 相 当 額	月額 90,000円
管 理 費	家賃相当額に含まれている
食 費	日額 1,850円 (税込) (朝食 550円 (税込) (昼食 660円 (税込) (夕食 640円 (税込) 治療食(日額) 要相談 円 特別食(1食) 要相談 円
介護保険給付対象外費用	入居者の個人的な希望による、又は、個人の選択的な個別なサービスは原則的には「都度払い」となります。月に纏めて支払うことも可能です。 詳しくは、別表Ⅳ－1①介護サービスおよび重要事項説明書添付の介護サービス等の一覧表をご確認ください。
公 共 料 金 等	居室及び共用施設の電気、ガス、水道等の公共料金はホームで一括して契約しているため、毎月下記の定額料金をお支払い頂きます。 家賃相当額に含まれている
電 話 料	個人の携帯電話は各自でお支払い頂きます。
体 験 入 居	1日／2,300円(税抜2,130円) ※別途上記食費料金に基づき喫食数に応じて
洗 濯 機 使 用 料	管理費に含む(施設の洗濯機を使用して、個人で洗濯ができる方の場合)
衣 類 ・ リ ネ ン 洗 濯	衣類・リネンサービスによる ※別表Ⅳ－5別表生活サービス記載
タ オ ル ・ 寝 具 貸 出	タオル:管理費に含む 寝具(掛け布団・シーツ・枕セット):1ヶ月／3,240円(税抜3,000円)
感 染 性 廃 棄 物 管 理 料	血糖測定やインシュリン注射時にて発生する感染性廃棄物の処理については主治医の指導により各自が処理を行う。